

定 款

一般社団法人
福岡県医薬品登録販売者協会

一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県に置く。

第2章 目的 及び 事業

(目的)

第3条 本会は、会員の倫理及び職能の水準を高め、薬業の進歩発展を図るとともに県民に対する薬事知識の普及啓蒙を通じて公衆衛生の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の職能の向上に関する事項と薬業の発展に関する事項
- (2) 会員をはじめ、広く一般大衆に薬事知識を普及させる事項
(大衆薬普及キャンペーン、麻薬覚せい剤撲滅キャンペーンなど)
- (3) 研修会、講演会、講習会の開催に関する事項
- (4) 会員育成に関する事項
- (5) 機関紙及び薬事関係図書の刊行と斡旋に関する事項
- (6) 薬事情報の収集及び伝達に関する事項
- (7) 会員の福利厚生に関する事項
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項

2 前項の事業は、福岡県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成員)

第5条 本会の会員は正会員の1種とし、正会員を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

2 本会の事業に賛同する旧薬種商、登録販売者は正会員となることができる。

(正会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(正会員の法人法に規定された次に掲げる社員権利を取得できる)

第7条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することが出来る。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員崩壊の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6講の権利（社員の代理権証明書面などの閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対象表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条大3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約などの閲覧等）

(理事又は監事の責務)

第8条 理事又は監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することが出来ない。

(経費の負担)

第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において、別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又はその他の規則に違反したとき

- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 成年後見人又は被保佐人になったとき

第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、正会員をもって構成する

- 2 前項の会員総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から議長1名、副議長1名をその都度選出する。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁記録を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることが出来る。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会員総会に出席において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上4名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事、1名を会計理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事、会計理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び、専務理事、会計理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員に緊急事態発生時、他の理事・監事は緊急役員会議開催を発議する。必要時は新役員を選任、職務を遂行する。(新役員は緊急理事会で選任し、緊急総会開催時承認を受け、残余期間の職務に従事する。)

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事、会計理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告をもとめ、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(理事及び監事の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第114条第1項のきていにより、俚耳又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することが出来る。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事、会計理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の一週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、全ての役員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会であらかじめ決めた順位により、専務理事、会計理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を、事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、熊 弘幸 とする。

改正 平成28年6月2日 会員総会に於いて改正する。

改正 令和6年6月13日 会員総会に於いて改正する。